

新潟県選挙管理委員会規程第13号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年11月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成 7 年新潟県選挙管理委員会規程第 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（病院）			別表第 1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市秋葉区	(略) <u>介護医療院 すこやか</u>	(略) <u>新潟市秋葉区古田608番地</u>	新潟市秋葉区	(略)	(略)
(略)			(略)		
別表第 2（老人ホーム）			別表第 2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
五泉市	(略)	(略)	五泉市	(略) <u>地域密着型特別 養護老人ホーム 第二山王苑あけぼの</u>	(略) <u>五泉市村松98－ 1</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。